

医療保険・介護保険参事質問事項回答 (令和6年7月23日 参事会配布用)

| | 質問 | 回答 | 分類 |
|---|--|---|------|
| 1 | 歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導の算定において、通院が困難な通所利用者への算定は認められるか。 | 令和6年6月改定より算定可。 | 04介護 |
| 2 | 歯科訪問診療で初期の根面う蝕に罹患している患者に対してF局を行う場合、算定上どのような取り扱いになるのか。 | 歯科訪問診療料を算定の上、根面う蝕管理料を算定した患者に対して行った場合に算定可。 | 03在宅 |
| 3 | 口管強の施設基準を満たしている保険医療機関において、F局の算定がない月であっても、エナメル質初期う蝕管理料、口腔管理体制強化加算及び歯清の毎月の算定ができるか。 | 算定可。 | 02医学 |
| 4 | 糖尿病の患者に月に1回、機械的歯面清掃処置(歯清)を算定する場合、医科からの文書による情報提供が必要になるのか。 | 医科の保険医療機関からの診療情報提供文書が必要となる。 | 13歯周 |